

随意契約理由書

1 工 事 名	非常電話設備改修工事（2021-大管・神管）
2 業 者 名	富士通株式会社
3 随意契約理由	<p>本工事は、新神戸トンネル用の防災端末を既存の統合トンネル防災中央装置への収容（別途工事）に伴い、新神戸トンネルの非常電話を連携できるように改修するものである。</p> <p>本工事の施工にあたっては、既存非常電話交換システムの特性に精通し、運用への影響を最小限に抑えた改修作業が可能であること、また運用へ支障が生じた場合にも契約不適合責任の範囲が不明確となるなどの問題が生じないことが契約相手方に求められる要件となる。</p> <p>富士通株式会社は、既存非常電話交換システム全体を設計、施工、納入した者であることから、運用への影響を最小限に抑えて改修する能力が認められるだけでなく、改修後の運用に支障が生じた場合にも契約不適合責任の範囲が不明確となるなどの問題が生じないことから、上記要件を唯一具備する者であると認められる。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により随意契約とするものである。</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	